

入札心得（電子入札・予定価格を事前公表しないもの）

（趣旨）

第1条 富山県企業局が発注する建設工事（予定価格を入札執行前に公表する工事を除く。以下「工事」という。）並びに富山県企業局が発注する建設工事に関する工事の設計、調査及び測量等の委託業務（以下「委託業務」という。）のうち富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用する工事及び委託業務の契約に係る競争入札を行う場合の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、富山県企業局の契約に関する規程（昭和63年富山県公営企業管理規程第5号。以下「契約規程」という。）その他法令に定めるもののほか、この入札心得（以下「心得」という。）の定めるところによるものとする。

（入札等）

第2条 入札参加者は、契約書案、心得、図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）並びに指名通知書を熟覧し、並びに暴力団排除に関する誓約事項（別添1）を承諾のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書等に疑義があるときは、入札書の受付開始日の前々日までの間において、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書には、所要の事項を入力し、指名通知書に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。
- 3 入札参加者（工事に係る入札に限る。）は、ウィルスチェック済みの入札書に記載する金額の積算根拠を示す書面（以下「工事費内訳書」という。）を入札書に添付して電子入札システムにより提出するものとする。
- 4 前項の工事費内訳書には、直接工事費（少なくとも工事工種体系による工事区分及び工種又は公共建築工事内訳書標準書式による種目及び科目の区分に応じ、それぞれ当該区分ごとの金額）、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、工事価格及び請負工事費の金額を記載するものとし、当該工事費内訳書の内容に不備（提出者名、工事番号、工事名の誤記、入札金額と工事費内訳書の工事価格の著しい相違等）がある場合は、原則として工事費内訳書が提出されなかったものとみなす。
- 5 代理人による入札は、認めないものとする。
- 6 入札参加者は、一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 7 指定した時刻までに電子入札システムにより入札書を提出しなかった場合は、棄権したものとする。
- 8 開札をするときは、別に定める者を除き、職員以外の者の立会いを禁止する。

（入札の辞退）

第3条 入札参加者は、入札書の受付締切予定日時までの間は、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、前項の規定により入札を辞退しようとするときは、電子入札システムにより入札辞退届を提出するものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合には、発注者の承諾を得て、書面により届け出ることができるものとする。

3 入札を辞退した者は、辞退したことを理由として以後の入札の参加について不利益な取扱いを受けるものではない。

4 指名競争入札を行う場合であって、入札参加者の辞退により、入札執行日において入札参加者が1人となったときは、入札の執行を中止するものとする。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の中止等)

第5条 入札参加者が独禁法等に抵触する行為その他不正若しくは不穩の行動をなし、又は関係職員が入札の適正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

(無効の入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金の納付を必要とする入札について、入札保証金納付証明書の提出のない入札又は当該納付額が不足する入札
- (3) 契約規程第22条第1号に規定する入札保証保険契約を締結し、入札保証金の納付が免除された入札について、入札保証保険証券の入札金額を超える入札
- (4) 富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年富山県規則第22号）第7条第1項各号のいずれかに掲げる措置が実施されていない入札
- (5) 同一人の同一事項に対する2以上の入札
- (6) 必要な記載事項を確認できない入札
- (7) 明らかに独禁法等に抵触すると認められる入札又は入札に際し、不正の行為があったと認められる入札
- (8) 再度の入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札
- (9) 工事費内訳書を提出しない者のした入札

- (10) 富山県公共工事総合評価方式試行要領第6項第1号の規定によるヒアリングに応じない者及び同項第2号の規定による追加資料の提出を行わない者のした入札
- (11) 第9条第1項第1号の規定による調査において、期日までに調査に係る意向申出書を提出しなかった者及び期日までに発注者が求める調査資料を提出しなかった者のした入札
- (12) 第9条第1項第1号の規定による調査において、期日までに調査を受ける意向がないことを申し出た者のした入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか、心得に定められた入札に関する事項に違反した入札（開札）

第7条 開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
（再度入札等）

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合、第2条第3項の規定は、適用しない。

- 2 第6条の規定により初回の入札が無効とされた者及び初回の入札で失格となった者は、特別な事情があると認められる場合を除き、再度の入札に参加することはできない。

（落札者の決定）

第9条 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める者を落札者とする。

- (1) 落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者

ア この調査において、当該契約の内容に適合した履行がなされると認める場合は、調査を受けた者とする。

イ この調査において、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして認める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者とする。

なお、この調査において、その対象者は、期日までに調査に係る意向申出書及び発注者の求める調査資料を提出しなければならない。

- (2) 当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときであって、あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札をした者とする。

- 2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合においては、電子入札シ

システムにより、当該同価格の入札についてくじを行い、落札者を決定する。

（契約の締結）

第10条 落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する休日（以下この項において「休日」という。）を除く。）以内に契約を締結しなければならない。ただし、請負代金額が500万円未満の場合、5日（休日を除く。）以内に契約を締結しなければならない。

2 落札者は、請負代金額が500万円以上の場合、契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証をもって納付に代えることができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、納付を免除する。

4 第2項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1（落札者が前条第1項に規定する当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについての調査を受けた者である場合にあっては、10分の3）以上としなければならない。

5 落札者が第1項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

6 落札者が契約を締結するまでの間に、富山県から入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。

7 委託業務に係る契約の締結については、第1項中「7日」とあるのは「5日」と読み替えて同項の規定を適用するものとし、第2項及び第4項の規定は適用しないものとする。

（異議の申立）

第11条 入札参加者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（特定調達契約に係る競争入札を行う場合の取扱い）

第12条 富山県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成9年公営企業管理規程第2号）第1条の特定調達契約に係る競争入札を行う場合の取り扱いについては、別に定める入札心得によるものとする。

（随意契約を行う場合の取扱い）

第13条 工事又は委託業務について随意契約を行う場合は、第6条第2号、第3号、第9号及び第10号並びに第9条の規定を除き、心得に準じて取扱うものとする。

2 前項の場合においては、予定価格の制限の範囲内で見積りをした者の中から採用者を決定するものとする。

入札心得第2条第8項に規定する「別に定める者」は下記のとおりとする。

記

- 1 富山県の県政記者クラブに所属する報道機関の職員

別添 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している